

1 天草不知火海区漁業調整委員会 (定数 15人)  
 推薦を受けた者の数 21人 (うち漁業者及び漁業従事者の数 17人)  
 応募した者の数 2人 (うち漁業者及び漁業従事者の数 0人)

(1) 漁業者及び漁業従事者委員 (定数 9人)

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者					推薦をした者(個人の場合)					推薦をした者(法人又は団体の場合)					推薦の理由						
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第5条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名		構成員の数	構成員たる資格				
推薦	佐々木 倫一	漁業	69歳	男性	昭和45年4月1日～昭和50年12月30日 昭和51年1月1日～平成26年6月30日 平成26年7月1日～ 田中貴金属工業㈱ 漁業自営 天草漁業協同組合副組合長	漁業従事年数 39年 主な漁業種類 たこ・ふくかご漁業 固定式刺網漁業 敷網漁業	該当						天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組員 1,556名 准組員 2,149名 総計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3)前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8)この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9)この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	佐々木倫一氏は、平成26年7月、天草漁業協同組合副組合長に就任なされ、平成27年6月より天草西海区漁業振興協議会会長として天草沿岸漁業の調整及び長崎県、鹿児島県との漁業調整にご尽力なされております。なお、長年の漁業経験があり、漁業者の代表として資源管理の推進に取り組み、牛深地区地域水産再生委員会会長、天草地域広域水産再生委員会会長、天共第九号共同漁業権管理協議会会長など職務を果たしておられます。また、天草漁業協同組合副組合長として、天草漁業協同組合の発展のために引き続き、天草不知火海区漁業調整委員会に推薦いたします。				
推薦	深川 英穂	漁業	63歳	男性	昭和54年4月1日～平成7年2月1日～平成20年6月30日 平成11年5月6日～平成12年5月1日～平成14年6月1日～平成20年7月1日～平成20年10月25日～平成23年6月21日～平成23年10月1日～平成31年4月1日～令和1年6月11日～令和1年9月26日～ 深川水産(株)入社 熊本県養殖漁業協同組合理事 深川水産(株)副社長就任 熊本県養殖漁業協会監事就任 (有) 等南 代表取締役就任 熊本県海水養殖組合次席理事 深川水産(株)代表取締役就任 熊本県海水養殖組合組合長就任 くまもと食の安全推進委員会 全国海水養殖協会副会長就任 水産政策審議会企画部委員 熊本県産業教育審議会委員 水産政策審議会資源管理委員	漁業従事年数 41年 主な漁業種類 大中小型まき網漁業 魚類養殖漁業	該当							天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組員 1,556名 准組員 2,149名 総計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの (4)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (5)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (6)前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (7)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (8)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (9)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (10)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (11)この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (12)この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	深川英穂氏は、平成23年6月、熊本県海水養殖漁業協同組合代表理事組合長に就任され、「天草がり」を地域団体商標登録するなど、ブランド力の強化を図るとともに、国内大手スーパーとの取引をも積極的に推進し、海外輸出に對しても積極的に取り組む、本県の農林水産物の海外輸出に占める水産物のシェア増大に大きく貢献した。さらに、漁業経営の改善に取り組みとともに、熊本県の魚類養殖業のリーダーとして生産管理、漁業経営の強化に取り組まれています。また、平成29年5月より(一社)全国海水養殖協会副会長として熊本県はもとより養殖魚の全国的な発展に貢献し、また、熊本県水産物の消費拡大を目的に日本全国の養殖漁業の発展に尽力なされております。なお、大中小型まき網漁業、中型まき網漁業、魚類養殖漁業と漁業に従事してから41年と長年の漁業経験が、漁業者の代表として、くまもとの食の安全推進委員会委員、水産政策審議会企画部委員、熊本県産業教育審議会委員、水産政策審議会委員、養殖業成長産業化推進協議会マザー部委員など職務を果たしておられます。また、熊本県の漁業発展のために、天草不知火海区漁業調整委員会に推薦いたします。			
推薦	海付 正弘	漁業	73歳	男性	昭和37年～昭和40年5月 昭和40年7月～昭和42年9月 昭和42年10月～ 昭和57年5月～ 昭和58年5月26日 平成元年12月12日～平成7年3月28日 平成12年3月28日 平成15年3月1日 平成21年6月29日～現在 平成30年～現在 三友工業(愛知県) 豊田自動織機 天草に帰りと一本釣り漁業 鹿皮網漁業 ヒオウギ貝養殖漁業 モジヤコ取漁業 フグガコ漁業 夜トラフ網漁業 トラフ網漁業 カレイ網漁業 ワカメ養殖漁業 ナマコ桁網漁業	漁業従事年数 56年 主な漁業種類 一本釣り漁業 鹿皮網漁業 ヒオウギ貝養殖漁業 モジヤコ取漁業 フグガコ漁業 夜トラフ網漁業 トラフ網漁業 カレイ網漁業 ワカメ養殖漁業 ナマコ桁網漁業	該当									天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組員 1,556名 准組員 2,149名 総計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3)前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8)この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9)この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	この度は、天草漁業協同組合理事の海付正弘さんをご紹介推薦いたします。海付氏は、天草西海区の崎津支所出身で漁業に関する色々な仕事に活躍してきました。又西海区に調整員がいない為、地元崎津の連合員、船長、漁業者、又西海区の漁協理事二人、他漁業者から今後の漁業発展の為海付氏を推薦します。	
推薦	西本 彰	漁業	54歳	男性	昭和60年3月 昭和61年3月 昭和61年4月1日～平成4年3月 平成4年6月～現在 平成18年4月1日～平成20年3月31日 平成20年4月1日～平成21年3月31日 平成28年4月1日～平成31年3月31日 平成30年4月1日～現在 平成31年4月1日～現在 令和2年4月1日～現在 熊本県立天草西高等学校卒業 大村美容専門学校卒業 M.L美容室 小型定置網漁業 天草市立下田北小学校PTA会長 天草市立天草中学校PTA会長 天草市立天草町下田北漁の本地区長 天草市立天草町支所運営委員 天草漁協天草町支所運営委員 天草市天草町下田北地区振興会副会長 天草市天草町まちづくり協議会副会長	漁業従事年数 28年 主な漁業種類 小型定置網漁業 刺し網漁業	該当									天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組員 1,556名 准組員 2,149名 総計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3)前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8)この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9)この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	漁業者も減る一方で、地元へ帰り父と兄とともに定置漁業、刺網漁業を営んでいます。近年は、密漁とかカヤックといった小型船との事故等の問題がある中で、天草町支所の運営委員であり、自ら資源管理計画を遵守しながら、若い漁業者のリーダーとなり、色々勉強し漁民からも信頼が厚い。そうした中で、天草西海岸漁民からの代表として、現実の生の声を発信してもらうため、天草町支所の運営委員も推薦され、同時に本人もこれから天草西海岸の漁業発展と繁栄意欲や積極性伺えることから今回推薦します。また、漁業者の一人として、今回、漁業調整委員会(漁業者・漁業従事者委員)の候補者として推薦します。	
推薦	廣田 幸英	漁業	65歳	男性	平成5年4月1日～平成15年3月31日 平成15年4月1日～平成17年3月31日 平成17年4月1日～平成18年3月31日 平成18年4月1日～平成26年3月31日 平成26年4月1日～平成30年3月31日 平成31年4月1日～現在 平成27年2月5日～現在 昭和49年1月1日～昭和59年3月31日 昭和59年4月1日～平成6年3月31日 平成6年4月1日～平成12年3月31日 平成12年4月1日～平成14年3月31日 平成14年4月1日～平成18年3月31日 平成18年4月1日～平成24年3月31日 香北町漁業協同組合理事 まきと網漁業協同組合理事 天草漁協香北支所運営委員 天草漁協香北支所運営委員 天草漁協香北支所運営委員 天草漁協香北支所運営委員 天草漁協香北支所運営委員 天草市天草町下田北地区振興会副会長 香北町漁業協同組合理事 香北町漁防団 団員 香北町漁防団 班長 香北町漁防団 部長 香北町漁防団 副分団長 香北町漁防団 副団長 香北町漁防団 団長	漁業従事年数 45年 主な漁業種類 小型定置網漁業	該当										天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組員 1,556名 准組員 2,149名 総計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組員となることができる。 (1)この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2)この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3)前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5)この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(前項に掲げるものを除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7)この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8)この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9)この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	香北地区沖は、西に東シナ海(天草西海) 東には明海に面し、特に富岡沖は五和町・香北町の漁民が熊本県知事より許可を受け小型機船鹿皮刺網漁業(えびこぎ網)を操業しており、現在はエンゲン問題に直面しています。また、海域等の魚礁を配置されており、地層の巻を網船や天草管内のたこば漁業者とのいりあい操業でトラブル等も発生します。以上の問題を解決する漁業者の一人として、今回、漁業調整委員会(漁業者・漁業従事者委員)の候補者として推薦します。

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者								推薦をした者（個人の場合）				推薦をした者（法人又は団体の場合）				推薦の理由	
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第9条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員の数		構成員たる資格
推薦	澤田 唯二	漁業	48歳	男性	平成3年3月～平成11年11月頃 平成11年11月頃～現在 平成12年2月29日～平成12年11月30日 平成12年12月1日～平成14年6月29日 平成27年6月27日～平成30年6月30日 平成27年6月29日～平成29年4月1日 平成29年4月1日～現在 平成30年6月30日～現在 小型定置網漁業（つぼ網）従事者 小型定置網漁業（つぼ網）自立 旧佐伊津漁協理事 旧天草中央漁協理事 天草漁協監事 熊本漁船保険組合理事 日本造船保険組合熊本支部運営委員 天草漁協理事	漁業従事年数 30年 主な漁業種類 小型定置網漁業 小型定置網漁業 さきり1そつまき網漁業	該当						天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、漁業の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組合員 1,556名 准組合員 2,149名 統計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項にあげるものを除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	被推薦者は、家業の漁業を継ぐために水産高校で水産業を学び、卒業後父の元で、小型定置網や中型まき網漁業に従事し、父の引退とともに自立し兄弟で漁業を営んでいる。地域の漁業青年部の部長を務め、若い漁業者のリーダーとなり、漁場育成や新しい漁法への取組みなど率先して取り組んでいた。また、43歳より天草漁協の役員を務め、中核的漁業者にも認定され、漁業の先輩が大勢いる中、地区のまとめ役の重責を果たしている。ブランド化への取組や、地域漁業者の相談相手を務め、また、専らして漁業所帯向上のための取組推進と行動力もあり若い力を十分に発揮している。これらのことを踏まえ、澤田唯二さんを推薦したいと思えます。
推薦	友村 喜一	漁業	68歳	男性	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日 昭和45年4月1日～昭和46年3月31日 昭和46年4月1日～平成17年3月31日 平成17年4月1日～現在 平成28年6月9日～現在 平成30年4月1日～現在 平成30年6月30日～現在 平成30年7月17日～現在 令和元年6月27日～現在 漁業 御所浦町役場（臨探） 御所浦町役場（職員 建設課長） 漁業 天草不知火海区漁業調整委員 天草警察署沿岸警備協力委員会 天草漁業協同組合理事 熊本県漁業第五部会監事 熊本県漁業共済組合理事	漁業従事年数 16年 主な漁業種類 一本釣り漁業 ウニ採捕漁業 アワビ採捕漁業 ナマコ採捕漁業	該当					天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、漁業の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組合員 1,556名 准組合員 2,149名 統計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの 2. 次に掲げる者は、この組合の準組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外の者 (2) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (3) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (4) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (5) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項にあげるものを除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産用資材の生産・又は流通の事業を行うもの (8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (9) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	友村喜一氏は、天草漁業協同組合御所浦町支所組合員総数537名の漁業者からの信頼も厚く、指導力及び調整能力の発揮している事から地区を代表する存在であり、平成28年には天草不知火海区漁業調整委員に就任されております。又、これまでの知見や経験を活かし平成30年に天草漁業協同組合の理事、令和元年には熊本県漁業共済組合理事にも就任されております。地元地区では大多数の組合員が多様な漁業種類で就業している地域で様々な問題を抱えておりますが、その指導力で調整されております。以上のことからこれまでの知識や経験を活かし熊本県はもとより天草不知火海区の漁業の発展の為、天草不知火海区漁業調整委員に推薦するものです。	
推薦	友村 喜一	漁業	68歳	男性	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日 昭和45年4月1日～昭和46年3月31日 昭和46年4月1日～平成17年3月31日 平成17年4月1日～現在 平成28年6月9日～現在 平成30年4月1日～現在 平成30年6月30日～現在 平成30年7月17日～現在 令和元年6月27日～現在 漁業 御所浦町役場（臨探） 御所浦町役場（職員 建設課長） 漁業 天草不知火海区漁業調整委員 天草警察署沿岸警備協力委員会 天草漁業協同組合理事 熊本県漁業第五部会監事 熊本県漁業共済組合理事	漁業従事年数 16年 主な漁業種類 一本釣り漁業 ウニ採捕漁業 アワビ採捕漁業 ナマコ採捕漁業	該当					熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係として、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連帯と親睦を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	友村喜一氏は、天草漁業協同組合御所浦支所組合員総数537名の中から選任された理事であり熊本県漁連第五部会の委員であります。多種多様な漁業種類が混在する部会内でも資源管理、漁業許可について度々意見交換がなされるなか、現天草不知火海区漁業調整委員での知識、大規模な御所浦での指導力で調整されていることから、広い視野で部会内の現状、調査を図る為、中立の立場で貴重な意見を提供されている事から当部会に比較できない存在であります。以上のことからこれまでの知識や経験を活かし、熊本県はもとより天草不知火海区の漁業の発展の為、天草不知火海区漁業調整委員に熊本県漁連第五部会の代表として推薦するものです。	
推薦	脇島 成郎	漁業	63歳	男性	昭和51年4月1日～昭和53年3月31日 昭和53年4月1日～現在に至る 平成7年～平成14年 平成14年～現在に至る 平成19年～平成21年 平成20年8月～現在に至る 平成29年6月～現在に至る 壁田漁業協同組合勤務 漁業就業 熊本県漁業士認定 熊本県指導漁業士認定 熊本県漁業士会会長就任 天草不知火海区漁業調整委員 御所浦町漁業協同組合 代表理事組合長 就任	漁業従事年数 43年 主な漁業種類 流し網漁業 一本釣り漁業	該当					御所浦町漁業協同組合	・組合員の生活を安定させること。（経費を減らし利益を確保する） ・漁業違反を減らす事。 ・衰退する漁場を復活する事。（産場事業の推進、海底精うんなど） ・就職者不足（新規就業者事業の推進）	脇島 成郎	正組合員 199名 准組合員 45名 統計 244名	漁業に従事し90日以上組合員を正組合員としている	長きに渡り漁業士、漁業指導士、代表理事組合長、天草不知火海区調整委員として経験も豊富で年齢も63歳で委員として一番若手の委員であり、今からなら一層活躍してもらえ人です。脇島委員は、組合員の生活の安定を第一に考え、自ら先頭に立ち漁業者の問題を自分のことのように考え沖の採め事も相手方と交渉し難なく収めてくれる人材で組合役員ならびに組合員及び他漁協組合員からも頼りにされる人柄です。御所浦町漁業協同組合 代表理事組合長としてだけでなく天草不知火海区漁業調整委員としても3期間努められ漁業許可方針に対する組合員の悩みに対しても無理難題でも内容を調べ少しでも組合員の意向に近付けるよう努力しつづけます。御所浦町漁業協同組合、理事3名、組合員244名と家族全員並びに他漁協所属の組合員も天草不知火海区漁業調整委員（漁業者・漁業従事者委員候補者）として推薦します。	
推薦	脇島 成郎	漁業	63歳	男性	昭和51年4月1日～昭和53年3月31日 昭和53年4月1日～現在に至る 平成7年～平成14年 平成14年～現在に至る 平成19年～平成21年 平成20年8月～現在に至る 平成29年6月～現在に至る 壁田漁業協同組合勤務 漁業就業 熊本県漁業士認定 熊本県指導漁業士認定 熊本県漁業士会会長就任 天草不知火海区漁業調整委員 御所浦町漁業協同組合 代表理事組合長 就任	漁業従事年数 43年 主な漁業種類 流し網漁業 一本釣り漁業	該当					熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係として、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連帯と親睦を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	43年間漁業に従事し37歳から漁業者のリーダー養成を目的とする漁業士に任命され、のちに39歳から御所浦町漁業協同組合 代表理事組合長として組合員に対する生活の安定を目標に現在に至っている。漁業者の良き理解者であり現在は代表理事組合長として組合員からの人望も高く、漁業権に対する改善事項にも着目して沖での漁業者同士の採め事が見事に努める人間性と行動力と考えたと今回（御所浦町漁業協同組合 代表理事組合長 脇島成郎）を天草不知火海区漁業調整委員にもっとも相応しい人物であることから熊本県漁連第五部会の意向として推薦いたします。	
推薦	蛭子本 臣偵	漁業	76歳	男性	平成7年～平成18年 平成17年～令和2年 平成17年～令和2年 平成22年9月10日～平成25年6月27日 平成25年～平成27年 令和元年6月27日～現在 平成30年～ 平成30年～ 令和2年～ 倉岳町議会議員 倉岳町漁業協同組合組合長 天草地区危険物安全協会理事 熊本県漁連代表監事 熊本県漁連監事 熊本県漁連監事 倉岳町漁業協会会長 天草漁連連合会会長 水俣病不知火患者会役員	漁業従事年数 40年 主な漁業種類 魚類養殖、真珠養殖	該当					倉岳町漁業協同組合	組合員が協力して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	中村 一成	正組合員 42名 准組合員 68名 合計 110名	この組合の地区に住所を有し、漁業を営み又はこれに従事する漁民（法人）	倉岳町漁業協同組合組合長、蛭子本臣偵を推薦します。推薦する理由は組合加入も早く永年漁業に従事され現在も魚類養殖業をされている。時期を見て、今後、生産性や採算性を見分けて漁業の振興と後継者育成に取り組みたいことを感じ、また、現在組合長を5期されており許可漁業、資源管理等にも精通され適任と認め推薦します。	
推薦	蛭子本 臣偵	漁業	76歳	男性	平成7年～平成18年 平成17年～令和2年 平成17年～令和2年 平成22年9月10日～平成25年6月27日 平成25年～平成27年 令和元年6月27日～現在 平成30年～ 平成30年～ 令和2年～ 倉岳町議会議員 倉岳町漁業協同組合組合長 天草地区危険物安全協会理事 熊本県漁連代表監事 熊本県漁連監事 熊本県漁連監事 倉岳町漁業協会会長 天草漁連連合会会長 熊本漁連理事 水俣病不知火患者会役員	漁業従事年数 40年 主な漁業種類 魚類養殖、真珠養殖	該当					熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係として、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連帯と親睦を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	倉岳町漁業協同組合組合長、蛭子本臣偵を推薦します。推薦する理由は組合加入も早く永年漁業に従事され現在も魚類養殖業をされている。時期を見て、今後、生産性や採算性を見分けて漁業の振興と後継者育成に取り組みたいことを感じ、また、現在組合長を5期されており許可漁業、資源管理等にも精通され適任と認め推薦します。	

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者							推薦をした者（個人の場合）				推薦をした者（法人又は団体の場合）				推薦の理由		
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第6条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名		構成員の数	構成員たる資格
推薦	桑原 千知	漁業	67歳	男性	平成7年2月～平成10年2月 福島漁業協同組合理事 平成10年2月～現在 福島漁業協同組合代表理事組合長 平成13年9月～平成18年9月 天草郡市組合長兼会長 平成31年4月～現在 天草郡市組合長兼副会長 平成14年8月～現在 熊本県漁業第五部会会長 平成11年4月～平成16年6月 JF熊本県漁業代表監事 平成16年6月～平成30年4月 JF熊本県漁業代表監事 平成24年8月～現在 天草不知火海区漁業調整員 平成30年10月22日～現在 JF熊本県漁業代表監事 平成30年5月22日～現在 上天草市商工会副会長	漁業従事年数 28年 主な漁業種類 いわし機船船びき網漁業	該当						福島漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	桑原 千知	72名	正組合員 1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人 准組合員 1. この組合の地区内に住所を有する漁民で1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの 2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人または常時使用する従業員の数が300人以下の法人であって、水産加工場を営むもの	桑原千知氏は、平成10年より福島漁業協同組合の代表理事組合長に就任されております。福島は元よりその指導力と行動力で熊本県漁業協同組合連合会代表監事、理事、天草郡市組合長兼会長、熊本県漁業第五部会会長、天草不知火海区漁業調整委員等、数々の経験を持ち、常に漁業者の幅広い意見をもとに、これまでのリーダーシップを発揮され実績と成果をあげておられ、特に、漂流ゴミ問題や漁獲環境の改善に尽力されております。以上のことから、これまでの知見や経験を活かし、漁業者の声を水産発展のため、その指導力と行動力で熊本県元より天草不知火海区の漁業の発展のため、その能力を最大限に発揮され尽力されることを期待し、天草不知火海区漁業調整委員に推薦するものです。
推薦	桑原 千知	漁業	67歳	男性	平成7年2月～平成10年2月 福島漁業協同組合理事 平成10年2月～現在 福島漁業協同組合代表理事組合長 平成13年9月～平成18年9月 天草郡市組合長兼会長 平成31年4月～現在 天草郡市組合長兼副会長 平成14年8月～現在 熊本県漁業第五部会会長 平成11年4月～平成16年6月 JF熊本県漁業代表監事 平成16年6月～平成30年4月 JF熊本県漁業代表監事 平成24年8月～現在 天草不知火海区漁業調整員 平成30年10月22日～現在 JF熊本県漁業代表監事 平成30年5月22日～現在 上天草市商工会副会長	漁業従事年数 28年 主な漁業種類 いわし機船船びき網漁業	該当						熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係を築き、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連携を促進を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	桑原千知氏は、熊本県漁業協同組合から選任された代表理事組合長であり、当熊本県漁業第五部会の会長であり部会長にも選任されており、部会内では13漁協の組合長の意見をまとめる存在であり、水産発展のため、又部会の代表者として熊本県漁業協同組合連合会の監事、理事にも選任されている経験をおもちです。部会長として調和・融和・調整を持ち前の指導力でもとよりリーダー的存在です。これまでの知見や経験を活かし水産発展に向け幅広い経験をお持ち、天草はもとより、天草不知火海区、熊本県の水産の発展のため、リーダー的存在として尽力されることを期待し、天草不知火海区漁業調整委員に熊本県漁業第五部会の代表として推薦するものです。
推薦	北垣 潮	漁業	71歳	男性	昭和37年4月1日～昭和40年3月31日 龍ヶ岳立高戸中学校卒 昭和40年4月1日～昭和43年4月 熊本県立水産高校進学 昭和44年4月1日～昭和46年3月31日 熊本県立第一高校通信制卒業 昭和47年7月28日～平成16年3月31日 龍ヶ岳町議会議員 平成16年3月31日～平成25年4月30日 上天草市議会議員 平成26年12月14日～現在 上天草市議会議員 平成30年6月30日～現在 天草漁協理事	漁業従事年数 52年 主な漁業種類 いわし機船船曳網漁業	該当						天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組合員 1,556名 准組合員 2,149名 統計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの (4) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (5) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項にあげるものを除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工場を営むもの (9) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・水の生産・流通水産用資材の生産、又は流通の事業を行うもの (10) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (11) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	本人、北垣潮は漁業に従事して50年以上の実績があり、海の変化等については敏感に感じとり常日より資源管理型漁業を推進しており、資源管理等に関する講演等には必ずといっていいほど受講しており、本人も研究熱心であり不知火海再生活について期待される存在であり、漁業調整員として適任と思われる。
推薦	北垣 潮	漁業	71歳	男性	昭和37年4月1日～昭和40年3月31日 龍ヶ岳立高戸中学校卒 昭和40年4月1日～昭和43年4月 熊本県立水産高校進学 昭和44年4月1日～昭和46年3月31日 熊本県立第一高校通信制卒業 昭和47年7月28日～平成16年3月31日 龍ヶ岳町議会議員 平成16年3月31日～平成25年4月30日 上天草市議会議員 平成26年12月14日～現在 上天草市議会議員 平成30年6月30日～現在 天草漁協理事	漁業従事年数 52年 主な漁業種類 いわし機船船曳網漁業	該当						熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係を築き、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連携を促進を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	本人、北垣潮は熊本県漁業協同組合として平成30年7月より入会し資源管理型漁業として、漁民の安全、保障確保のため積極的に推進しており、また、県漁連による海域漂流物環境整備にも先頭になって参加し、海の環境美化に努めており漁業調整員として適任と思われる。
推薦	山本 保美	漁業	59歳	男性	平成17年6月～現在 天草漁業協同組合理事 平成19年10月25日～平成28年6月28日 JF水産推進委員 平成27年6月28日～平成30年10月22日 熊本県漁業協同組合連合会副会長 令和元年6月27日～現在 熊本県漁業共済組合理事	漁業従事年数 41年 主な漁業種類 車エビ漁業 その他のかご漁業	該当						天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組合員 1,556名 准組合員 2,149名 統計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの (4) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (5) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項にあげるものを除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工場を営むもの (9) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・水の生産・流通水産用資材の生産、又は流通の事業を行うもの (10) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (11) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	平成17年から天草漁業協同組合の理事となり現在に至る。松島地区の代表として理事会や地区運営にも尽力し組合員からの人望も厚い。また系統団体である水産連の委員、熊本県漁業の副会長、熊本県漁業共済の役員等にも就任し尽力される。年節的にもまた若く、今回の推薦依頼を受け今後のご活躍を期待し推薦することにした。
推薦	山本 保美	漁業	59歳	男性	平成17年6月～現在 天草漁業協同組合理事 平成19年10月25日～平成28年6月28日 JF水産推進委員 平成27年6月28日～平成30年10月22日 熊本県漁業協同組合連合会副会長 令和元年6月27日～現在 熊本県漁業共済組合理事	漁業従事年数 41年 主な漁業種類 車エビ漁業 その他のかご漁業	該当						熊本県漁業第五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合（以下県漁連という）の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係を築き、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合（以下漁協という）相互間の連携を促進を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	この部会は、天草郡上島（本渡市漁協を除く）に住所を有する漁協（合併した場合においては旧漁協の単位）をもって構成する。	山本保美氏は、天草漁業協同組合松島地区から選任された理事であり当熊本県漁業第五部会の会長であり部会長には調和・融和を保つ為に欠かせない委員です。平成27年には次世代のリーダー的存在と期待から熊本県漁業協同組合連合会理事に選任され、部会内、天草はもとより熊本県でも期待され熊本県漁業協同組合連合会副会長にも選任されました。また、熊本県水産共済本部運営委員及び熊本県漁業共済組合理事にも選任されている経験の人物です。特に資源保護及び資源回復の推進に尽力され何より欠かさない存在であります。特に資源保護の推進に尽力され何より欠かさない存在であります。以上のことからこれまでの知見や経験を活かし調和・融和を念頭に次世代のリーダー的存在として熊本県はもとより天草不知火海区の漁業の発展のため、尽力されることを期待し、天草不知火海区漁業調整委員に熊本県漁業第五部会の代表として推薦するものです。
推薦	関山 哲也	漁業	62歳	男性	平成10年3月～平成17年2月 熊本県青年漁業士 平成16年9月～現在 全国漁村青年女性交流会にて農林水産大臣賞受賞 平成16年9月～現在 天草不知火海区漁業調整委員 熊本県指導漁業士	漁業従事年数 40年 主な漁業種類 潮打瀬網漁業 磯立網漁業	該当						天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	江口 幸男	正組合員 1,556名 准組合員 2,149名 統計 3,705名	1. 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。 (1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 (2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 (3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの (4) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの (5) 前項第1号又は前2号の規定による組合員と世帯を同じくするもの (6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産業協同組合法施行令第11条に規定するもの (7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項にあげるものを除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3000トン以下であるもの (8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工場を営むもの (9) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・水の生産・流通水産用資材の生産、又は流通の事業を行うもの (10) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの (11) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合	関山哲也氏は、漁業者として40年間漁業に従事しており、海における知識も十分あります。さらに温暖化に伴う環境変化にも対応できるような常日頃より漁業者と密接な交流を行い進めています。これまでに天草不知火海区漁業調整委員として16年の経験と実績で、これからは漁業者の意見を聞きながら漁業の発展に尽力してもらえ人材でありますので漁業調整委員として推薦致します。

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者							推薦をした者（個人の場合）				推薦をした者（法人又は団体の場合）														
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第56条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員の数	構成員たる資格	推薦の理由								
推薦	江口 幸男	漁業、養殖業	67歳	男性	<p>平成2年5月～平成8年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成8年5月～平成11年5月 大矢野町漁業協同組合代表監事</p> <p>平成11年5月～平成14年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成14年5月～平成17年3月 大矢野町漁業協同組合代表理事組合長</p> <p>平成14年7月19日～平成21年6月14日 株式会社おおよの取締役</p> <p>平成17年4月～平成30年6月30日 天草漁業協同組合代表理事副組合長</p> <p>平成21年6月15日～平成27年6月23日 パライソ上天草株式会社取締役</p> <p>平成21年6月24日～令和元年6月27日 熊本県漁業共済組合組合長理事</p> <p>平成25年6月26日～令和元年6月21日 全国漁業共済組合連合会代表監事</p> <p>平成27年6月23日～平成27年7月28日 パライソ上天草株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月29日～平成29年6月9日 上天草さんばーる株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月～現在 上天草警察署沿岸警備協力会会長</p> <p>平成28年8月～現在 天草不知火海区漁業調整委員会会長</p> <p>平成29年6月9日～現在 上天草さんばーる株式会社取締役</p> <p>平成30年6月30日～現在 天草漁業協同組合代表理事組合長</p>	<p>漁業従事年数 49年</p> <p>主な漁業種類 カニ養殖漁業 刺し網漁業</p>	該当								天草漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を高め、組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	五十嵐 久人	正組員 1,556名 准組員 2,149名 統計 3,705名	<p>1. 次に掲げる者は、この組合の正組員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民</p> <p>(2) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合</p> <p>(3) この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トン以下であるもの</p> <p>(4) この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>(5) 前項第1号又は前2号の規定による組員と世帯を同じくするもの</p> <p>(6) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で漁業協同組合の員外利用限度の特例等を定める水産物協同組合法施行令第11条に規定するもの</p> <p>(7) この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人で水産物の流通・冷凍・冷蔵・氷の生産・流通水産物資材の生産・又は流通の事業を行うもの</p> <p>(8) この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業者を営む者であって、その常時使用する従業者の数が50人以下であるもの</p> <p>(9) この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合</p>	<p>江口幸男氏は、漁業者として49年間、不知火海で漁業に携わり十分な経験を有しており、現場を幅広く熟知しております。天草漁業協同組合においては設立以来、代表理事として漁業等に関する知識を活かし、漁業経営の安定化、地元漁獲物のブランド化の成功等、漁協運営並びに水産物の振興発展に尽力しております。さらに、漁業共済事業においても県内漁業者の漁業経営安定のため、漁業者をとりまとめ、漁業共済の普及に努めてきた実績もあり今回、海区漁業調整委員として推薦するものです。</p>						
推薦	江口 幸男	漁業、養殖業	67歳	男性	<p>平成2年5月～平成8年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成8年5月～平成11年5月 大矢野町漁業協同組合代表監事</p> <p>平成11年5月～平成14年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成14年5月～平成17年3月 大矢野町漁業協同組合代表理事組合長</p> <p>平成14年7月19日～平成21年6月14日 株式会社おおよの取締役</p> <p>平成17年4月～平成30年6月30日 天草漁業協同組合代表理事副組合長</p> <p>平成21年6月15日～平成27年6月23日 パライソ上天草株式会社取締役</p> <p>平成21年6月24日～令和元年6月27日 熊本県漁業共済組合組合長理事</p> <p>平成25年6月26日～令和元年6月21日 全国漁業共済組合連合会代表監事</p> <p>平成27年6月23日～平成27年7月28日 パライソ上天草株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月29日～平成29年6月9日 上天草さんばーる株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月～現在 上天草警察署沿岸警備協力会会長</p> <p>平成28年8月～現在 天草不知火海区漁業調整委員会会長</p> <p>平成29年6月9日～現在 上天草さんばーる株式会社取締役</p> <p>平成30年6月30日～現在 天草漁業協同組合代表理事組合長</p>	<p>漁業従事年数 49年</p> <p>主な漁業種類 カニ養殖漁業 刺し網漁業</p>	該当										熊本県漁業協同組合 五部会	五部会は、熊本県漁業協同組合(以下県漁連という)の下部組織団体として系統意識の向上とともに県漁連の事業推進その他全般にわたり、密接な協力関係として、その機能を発揮すると共に構成漁業協同組合(以下漁協という)相互間の連携・親睦を図ることを目的とする。	桑原 千知	13漁協	<p>この部会は、天草郡上浦(本浦市漁協を除く)に住所を有する漁協(合併した場合には旧漁協の単位)をもって構成する。</p>	<p>江口幸男氏は、熊本県漁業第五部会委員として13漁協と協力しながら、五部会の代表理事として、熊本県漁業共済組合の組合長を務められ県内漁業全般の経営安定に力を注いでこられました。さらに、系統団体の、漁業共済における事業推進においてもその普及に尽力を費やしてきた実績もありですので、今回五部会として推薦いたします。</p>				
推薦	江口 幸男	漁業、養殖業	67歳	男性	<p>平成2年5月～平成8年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成8年5月～平成11年5月 大矢野町漁業協同組合代表監事</p> <p>平成11年5月～平成14年5月 大矢野町漁業協同組合理事</p> <p>平成14年5月～平成17年3月 大矢野町漁業協同組合代表理事組合長</p> <p>平成14年7月19日～平成21年6月14日 株式会社おおよの取締役</p> <p>平成17年4月～平成30年6月30日 天草漁業協同組合代表理事副組合長</p> <p>平成21年6月15日～平成27年6月23日 パライソ上天草株式会社取締役</p> <p>平成21年6月24日～令和元年6月27日 熊本県漁業共済組合組合長理事</p> <p>平成25年6月26日～令和元年6月21日 全国漁業共済組合連合会代表監事</p> <p>平成27年6月23日～平成27年7月28日 パライソ上天草株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月29日～平成29年6月9日 上天草さんばーる株式会社代表取締役</p> <p>平成27年7月～現在 上天草警察署沿岸警備協力会会長</p> <p>平成28年8月～現在 天草不知火海区漁業調整委員会会長</p> <p>平成29年6月9日～現在 上天草さんばーる株式会社取締役</p> <p>平成30年6月30日～現在 天草漁業協同組合代表理事組合長</p>	<p>漁業従事年数 49年</p> <p>主な漁業種類 カニ養殖漁業 刺し網漁業</p>	該当												熊本県真珠養殖漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	田畑 圭規	16名	<p>1. 組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて真珠養殖業(真珠貝養殖漁業を含む。)を営む漁民</p> <p>2. 組合の地区内に住所又は事業場を有する真珠養殖漁業を営む漁業生産組合</p> <p>3. 組合の地区内に住所又は事業場を有する真珠養殖漁業を営む法人(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン以下であるもの</p>	<p>周知のように江口幸男氏は、現天草漁協代表理事組合長として懸命に天草の漁業再生に取り組みられました。組合の代表理事として、熊本県漁業共済組合の組合長を務められ県内漁業全般の経営安定に力を注いでこられました。さらに、系統団体の、漁業共済における事業推進においてもその普及に尽力を費やしてきた実績もありですので、今回五部会として推薦いたします。</p>		
推薦	田代 龍也	漁業者	72歳	男性	<p>昭和47年8月～昭和60年3月 のり養殖業</p> <p>昭和47年8月～平成12年7月 水産物仲買業</p> <p>平成9年3月～現在 小型定置網漁業</p> <p>平成11年8月～現在 のり養殖業</p> <p>平成13年6月～平成16年6月 三角町漁業協同組合理事</p> <p>平成16年6月～平成19年6月 三角町漁業協同組合監事</p> <p>平成19年6月～平成27年2月 三角町漁業協同組合副組合長</p> <p>平成27年2月～現在 三角町漁業協同組合代表理事</p> <p>平成27年2月～現在 熊本県漁業第三部会会長</p> <p>平成27年2月～現在 火共第1号共同漁業管理協議会会長</p> <p>平成27年5月～現在 海上保安協会熊本支部幹事</p> <p>平成27年6月～現在 熊本県漁業協同組合連合会理事</p>	<p>漁業従事年数 34年</p> <p>主な漁業種類 のり養殖業 小型定置網漁業</p>	該当													三角町漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする。	石本 重治	237名	<p>正組員資格</p> <p>1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民</p> <p>2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合</p> <p>3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン以下であるもの</p> <p>准組員資格</p> <p>1. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの</p> <p>2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの</p> <p>4. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの</p>	<p>不知火海において昭和47年からのり養殖業に従事し、現在ものり養殖業、小型定置網漁業を営む漁業者である。のり養殖業と兼業で昭和47年から平成12年までの28年間、不知火海で主として漁獲されるエビ類、カニ類などの水産物仲買業を営み、不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。三角町漁協での役員就任は平成13年から理事に就任、その後、監事就任の経験を経て、平成19年から副組合長、平成27年からは不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。三角町漁協において代表理事就任後は、不知火海沿岸地区において、多くの漁業協同組合からの支持を受け、熊本県漁業第三部会会長、火共第1号共同漁業管理協議会会長を兼務し、同年に熊本県漁業協同組合連合会理事に就任し現在に至る。田代氏における地域漁業への取組は、不知火海地域の海域状況が地球温暖化などの影響で刻々と変化していく中、各種の漁業操業数にも減少がみられることから、時代の変化に対応すべく新たな漁業に取組む目的で、クマモト・オイスターの生産復活に向け試験養殖に積極的に取り組む、生産技術の向上に尽力するとともに、マガキ養殖業を開始したことにより地域漁業の発展、漁業者の雇用増大、漁業者の経済的社会的地位の向上に努め、地域後継者からの信頼も厚い。また、近年、天草不知火海区、熊本県有明海区で直面している問題で、操業トラブルが絶えない自由漁業でのシバエを漁獲対象とした取り返しが利かない操業などにおいても、不知火海地域の漁業紛争回避のため、熊本県内の漁業調整のみならず長崎、佐賀、福岡の漁業者と連携を密にし、積極的に問題解決に取り組んでいる。推薦する田代龍也氏においては、漁業者としての経験は十分であり不知火海の漁業操業における卓越した識見と指導力を以て、漁場の総合的利用と漁業紛争の調整能力並びに、適切な資源管理等に取り組む能力を有しており、地域漁業者からの信頼も厚く、今後も地域水産業の中核的人材として活躍を担う人材であることが推薦の理由である。</p>	
推薦	田代 龍也	漁業者	72歳	男性	<p>昭和47年8月～昭和60年3月 のり養殖業</p> <p>昭和47年8月～平成12年7月 水産物仲買業</p> <p>平成9年3月～現在 小型定置網漁業</p> <p>平成11年8月～現在 のり養殖業</p> <p>平成13年6月～平成16年6月 三角町漁業協同組合理事</p> <p>平成16年6月～平成19年6月 三角町漁業協同組合監事</p> <p>平成19年6月～平成27年2月 三角町漁業協同組合副組合長</p> <p>平成27年2月～現在 三角町漁業協同組合代表理事</p> <p>平成27年2月～現在 熊本県漁業第三部会会長</p> <p>平成27年2月～現在 火共第1号共同漁業管理協議会会長</p> <p>平成27年5月～現在 海上保安協会熊本支部幹事</p> <p>平成27年6月～現在 熊本県漁業協同組合連合会理事</p>	<p>漁業従事年数 34年</p> <p>主な漁業種類 のり養殖業 小型定置網漁業</p>	該当														松山漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	浦中 政春	29名	<p>正組員資格</p> <p>1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民</p> <p>2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合</p> <p>3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン以下であるもの</p> <p>准組員資格</p> <p>1. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの</p> <p>2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの</p> <p>4. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの</p>	<p>不知火海において昭和47年からのり養殖業に従事し、現在ものり養殖業、小型定置網漁業を営む漁業者である。のり養殖業と兼業で昭和47年から平成12年までの28年間、不知火海で主として漁獲されるエビ類、カニ類などの水産物仲買業を営み、不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。平成27年、三角町漁協において代表理事就任後は、不知火海沿岸地区の多くの漁業協同組合からの支持を受け、熊本県漁業第三部会会長、火共第1号共同漁業管理協議会会長を兼務し、同年に熊本県漁業協同組合連合会理事に就任し現在に至る。田代氏における地域漁業への取組は、不知火海地域の海域状況が地球温暖化などの影響で刻々と変化していく中、各種の漁業操業数にも減少がみられることから、時代の変化に対応すべく新たな漁業に取組む目的で、クマモト・オイスターの生産復活に向け試験養殖に積極的に取り組む、生産技術の向上に尽力するとともに、マガキ養殖業を開始したことにより地域漁業の発展、漁業者の雇用増大、漁業者の経済的社会的地位の向上に努め、地域後継者からの信頼も厚い。また、近年、天草不知火海区、熊本県有明海区で直面している問題で、操業トラブルが絶えない自由漁業でのシバエを漁獲対象とした取り返しが利かない操業などにおいても、不知火海地域の漁業紛争回避のため、熊本県内の漁業調整のみならず長崎、佐賀、福岡の漁業者と連携を密にし、積極的に問題解決に取り組んでいる。推薦する田代龍也氏においては、漁業者としての経験は十分であり不知火海の漁業操業における卓越した識見と指導力を以て、漁場の総合的利用と漁業紛争の調整能力並びに、適切な資源管理等に取り組む能力を有しており、地域漁業者からの信頼も厚く、今後も地域水産業の中核的人材として活躍を担う人材であることが推薦の理由である。</p>

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者							推薦をした者（個人の場合）				推薦をした者（法人又は団体の場合）						
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第6条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員の数	構成員たる資格	推薦の理由
推薦	田代 龍也	漁業者	72歳	男性	昭和47年8月～昭和60年3月 昭和47年8月～平成12年7月 平成9年3月～現在 平成11年8月～現在 平成13年6月～平成16年6月 平成16年6月～平成19年6月 平成19年6月～平成27年2月 平成27年2月～現在 平成27年2月～現在 平成27年5月～現在 平成27年6月～現在	のり養殖業 水産物仲買業 小型定置網漁業 のり養殖業 三角町漁業協同組合理事 三角町漁業協同組合副組合長 三角町漁業協同組合代表理事 熊本県漁連第三部会会長 火共第1号共同漁業種管理協議会会長 海上保安協会熊本支部幹事 熊本県漁業協同組合連合会理事	漁業従事年数 34年 主な漁業種類 のり養殖業 小型定置網漁業	該当					松橋小川漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	吉田 次義	104名	正組員資格 1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が500トン以下であるもの 准組員資格 1. この組合の地区内に住所を有する漁民で、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの 2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が500トン以下であるもの 4. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの	不知火海において昭和47年からのり養殖業に従事し、現在ものり養殖業、小型定置網漁業を営む漁業者である。のり養殖業と兼業で昭和47年から平成12年までの28年間、不知火海で主として漁獲されるエビ類、カニ類などの水産物仲買業を営み、不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。平成27年、三角町漁協において代表理事就任後は、不知火海沿岸地域の多くの漁業協同組合からの支持を受け、熊本県漁連第三部会長、火共第1号共同漁業種管理協議会会長を兼務し、同年に熊本県漁業協同組合連合会理事に就任し現在に至る。田代氏における地域漁業への取組みは、不知火海域の海域状況が地球温暖化などの影響で刻々と変化していく中、各種の漁業操業数にも減少がみられることから、時代の変化に対応すべく新たな漁業に取り組む目的で、クマモト・オイスターの生産復活に向け試験養殖に積極的に取り組み、生産技術の向上に尽力するとともに、マガキ養殖業を開始したことにより地域漁業の振興、漁業者の雇用増大、漁業者の経済的社会的地位の向上に努め、地域後業者からの信頼も厚い。また、近年、天草不知火海沿、熊本県有明海沿で直面している問題で、操業トラブルが続かない自由漁業でのシバエなどを漁獲対象とした罟り装置を有する投網の操業などにおいても、不知火海域での漁業紛争回避のため、熊本県内での漁業調整のみならず長崎、佐賀、福岡の漁業者と連携を密にし、積極的に問題解決に取り組んでいる。推薦する田代龍也氏においては、漁業者としての経験は十分であり不知火海の漁業操業における卓越した識見と指導力を以て、漁場の総合的利用と漁業紛争の調整能力並びに、適切な資源管理等に取組む能力を有しており、地域漁業者からの信頼も厚く、今後も地域水産業の中核的人材として活躍を担う人材であることが推薦の理由である。
推薦	田代 龍也	漁業者	72歳	男性	昭和47年8月～昭和60年3月 昭和47年8月～平成12年7月 平成9年3月～現在 平成11年8月～現在 平成13年6月～平成16年6月 平成16年6月～平成19年6月 平成19年6月～平成27年2月 平成27年2月～現在 平成27年2月～現在 平成27年5月～現在 平成27年6月～現在	のり養殖業 水産物仲買業 小型定置網漁業 のり養殖業 三角町漁業協同組合理事 三角町漁業協同組合副組合長 三角町漁業協同組合代表理事 熊本県漁連第三部会会長 火共第1号共同漁業種管理協議会会長 海上保安協会熊本支部幹事 熊本県漁業協同組合連合会理事	漁業従事年数 34年 主な漁業種類 のり養殖業 小型定置網漁業	該当				電北漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	本田 憲明	66名	正組員資格 1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が300トン以下であるもの 准組員資格 1. この組合の地区内に住所を有する漁民で、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの 2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が100人以下の法人であって、水産加工業を営むもの	不知火海において昭和47年からのり養殖業に従事し、現在ものり養殖業、小型定置網漁業を営む漁業者である。のり養殖業と兼業で昭和47年から平成12年までの28年間、不知火海で主として漁獲されるエビ類、カニ類などの水産物仲買業を営み、不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。平成27年、三角町漁協において代表理事就任後は、不知火海沿岸地域の多くの漁業協同組合からの支持を受け、熊本県漁連第三部会長、火共第1号共同漁業種管理協議会会長を兼務し、同年に熊本県漁業協同組合連合会理事に就任し現在に至る。田代氏における地域漁業への取組みは、不知火海域の海域状況が地球温暖化などの影響で刻々と変化していく中、各種の漁業操業数にも減少がみられることから、時代の変化に対応すべく新たな漁業に取り組む目的で、クマモト・オイスターの生産復活に向け試験養殖に積極的に取り組み、生産技術の向上に尽力するとともに、マガキ養殖業を開始したことにより地域漁業の振興、漁業者の雇用増大、漁業者の経済的社会的地位の向上に努め、地域後業者からの信頼も厚い。また、近年、天草不知火海沿、熊本県有明海沿で直面している問題で、操業トラブルが続かない自由漁業でのシバエなどを漁獲対象とした罟り装置を有する投網の操業などにおいても、不知火海域での漁業紛争回避のため、熊本県内での漁業調整のみならず長崎、佐賀、福岡の漁業者と連携を密にし、積極的に問題解決に取り組んでいる。推薦する田代龍也氏においては、漁業者としての経験は十分であり不知火海の漁業操業における卓越した識見と指導力を以て、漁場の総合的利用と漁業紛争の調整能力並びに、適切な資源管理等に取組む能力を有しており、地域漁業者からの信頼も厚く、今後も地域水産業の中核的人材として活躍を担う人材であることが推薦の理由である。	
推薦	田代 龍也	漁業者	72歳	男性	昭和47年8月～昭和60年3月 昭和47年8月～平成12年7月 平成9年3月～現在 平成11年8月～現在 平成13年6月～平成16年6月 平成16年6月～平成19年6月 平成19年6月～平成27年2月 平成27年2月～現在 平成27年2月～現在 平成27年5月～現在 平成27年6月～現在	のり養殖業 水産物仲買業 小型定置網漁業 のり養殖業 三角町漁業協同組合理事 三角町漁業協同組合副組合長 三角町漁業協同組合代表理事 熊本県漁連第三部会会長 火共第1号共同漁業種管理協議会会長 海上保安協会熊本支部幹事 熊本県漁業協同組合連合会理事	漁業従事年数 34年 主な漁業種類 のり養殖業 小型定置網漁業	該当				昭和漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	大江田 竜二	138名	正組員資格 1. この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民 2. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン以下であるもの 准組員資格 1. この組合の地区内に住所を有する漁民で、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民以外のもの 2. この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの 3. この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの 5. この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人であって、水産加工業を営むもの	不知火海において昭和47年からのり養殖業に従事し、現在ものり養殖業、小型定置網漁業を営む漁業者である。のり養殖業と兼業で昭和47年から平成12年までの28年間、不知火海で主として漁獲されるエビ類、カニ類などの水産物仲買業を営み、不知火海沿岸地域で多くの漁業者の所得向上に貢献した漁業者でもある。平成9年から小型定置網漁業の操業を開始し、数年後には一時休業していたのり養殖業の操業を再開し現在に至る。平成27年、三角町漁協において代表理事就任後は、不知火海沿岸地域の多くの漁業協同組合からの支持を受け、熊本県漁連第三部会長、火共第1号共同漁業種管理協議会会長を兼務し、同年に熊本県漁業協同組合連合会理事に就任し現在に至る。田代氏における地域漁業への取組みは、不知火海域の海域状況が地球温暖化などの影響で刻々と変化していく中、各種の漁業操業数にも減少がみられることから、時代の変化に対応すべく新たな漁業に取り組む目的で、クマモト・オイスターの生産復活に向け試験養殖に積極的に取り組み、生産技術の向上に尽力するとともに、マガキ養殖業を開始したことにより地域漁業の振興、漁業者の雇用増大、漁業者の経済的社会的地位の向上に努め、地域後業者からの信頼も厚い。また、近年、天草不知火海沿、熊本県有明海沿で直面している問題で、操業トラブルが続かない自由漁業でのシバエなどを漁獲対象とした罟り装置を有する投網の操業などにおいても、不知火海域での漁業紛争回避のため、熊本県内での漁業調整のみならず長崎、佐賀、福岡の漁業者と連携を密にし、積極的に問題解決に取り組んでいる。推薦する田代龍也氏においては、漁業者としての経験は十分であり不知火海の漁業操業における卓越した識見と指導力を以て、漁場の総合的利用と漁業紛争の調整能力並びに、適切な資源管理等に取組む能力を有しており、地域漁業者からの信頼も厚く、今後も地域水産業の中核的人材として活躍を担う人材であることが推薦の理由である。	
推薦	徳田 司	漁業	70歳	男性	昭和44年4月1日～昭和48年3月31日 昭和44年4月1日～平成23年6月 平成23年6月～ 平成26年6月～平成29年6月 平成29年6月～ 平成29年6月～ 平成29年6月～ 平成29年8月～ 平成29年9月～ 令和元年6月～ 令和2年5月～ 昭和48年4月1日～ 平成18年4月1日～平成18年3月31日 平成20年4月1日～平成22年3月31日 平成22年4月1日～平成23年3月31日 平成18年4月～ 平成21年2月～ 平成22年4月～ 平成23年4月～ 平成23年5月～ 平成24年4月～ 平成27年6月～ 平成28年8月～ 平成29年4月～ 令和2年2月～	文政漁協（現鏡町漁協）採用 勤め先ならびに、土・日等に業家の延焼・採貝・雑漁業に従事 社総管理、採貝、雑漁業、トクン代表就任 鏡町漁業協同組合理事就任 鏡町漁業協同組合代表理事就任 八代市沿岸漁業振興協議会副会長就任 大崎川管理委員会会長就任 熊本県漁連第三部会副会長就任 八代警察署沿岸警備協力会副会長就任 熊本県水産推進本部熊本部長就任 八代市内水産推進協議会会長就任 八代消防組合（現八代広域行政事務組合）消防職員採用 事務局長就任 消防本部次長 消防本部消防長 事務局長就任 自衛隊協力会役員就任（防衛省） 日本さくら会賛助会員就任（国土交通省・衆議院議長） 自然公園指導員任命（環境省） 九州国際スリーパー・マナー実行委員会委員就任（八代市） 大阿蘇元気ウォーク実行委員会アドバイザー就任（阿蘇市） 鏡しらぬび保育理事就任 日本ウォーキング協会九州ブロック協議会事務局長就任 鏡まづくり協議会事務局長就任 熊本県立八代東高等学校同窓会常任理事就任 八代・天草シーライン建設促進協議会期成会理事就任 自由民主党熊本支部監事就任	漁業従事年数 51年 主な漁業種類 牡蠣養殖漁業 採貝漁業 雑漁業	該当				鏡町漁業協同組合	この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	徳田 司	正組員 50名 准組員 267名 総計 317名	鏡町漁業協同組合の定款第8条組合員の資格に規定する資格	徳田司氏は、漁業知識・経験が豊富で地域の漁業発展に寄与してきた。特に組合長に就任してからの功績は、ブランド牡蠣「鏡オイスター」の生産販売に積極的に取り組み、アサシについては、平成23年九州北部豪雨で死滅したアサシの再生に力を注ぎ復活を成し遂げた。令和2年7月豪雨の浪木除去には漁民の先頭に立ちその日から直ちに除去作業に取り組んだ。このような業績から見ても、天草不知火海沿漁業調整委員として適任であると認め推薦いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。	
推薦	前田 和昭	漁業	72歳	男性	昭和55年～現在 昭和25年6月～現在 平成30年10月22日～現在	水俣市漁業協同組合組合員 水俣市漁業協同組合代表理事組合長 天草不知火海調整委員 熊本県漁連理事	漁業従事年数 40年 主な漁業種類 いわし機船底びき網漁業 ひとえくさ養殖漁業	該当				水俣市漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的地位を高める。	滝下 勝幸	128名	この地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民	現在、天草不知火海沿漁業調整委員を務め、会長他委員と共に天草不知火海の水産資源維持保全、漁場整備、資源管理を推進し漁場環境整備に努めている。今後も海沿漁業調整委員として活動、活躍を進めて頂きたいと推薦いたします。	
推薦	前田 和昭	漁業	72歳	男性	昭和55年～現在 昭和25年6月～現在 平成28年8月～現在 平成30年10月22日～現在	水俣市漁業協同組合組合員 水俣市漁業協同組合代表理事組合長 天草不知火海調整委員 熊本県漁連理事	漁業従事年数 40年 主な漁業種類 いわし機船底びき網漁業 ひとえくさ養殖漁業	該当				熊本県漁業協同組合	組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的地位を高める。	山元 光晴	八代漁業協同組合 120名 日奈久漁業協同組合 24名 二見漁業協同組合 24名 芦北町漁業協同組合 87名 津奈木漁業協同組合 36名 水俣市漁業協同組合 63名	この地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民	現在、天草不知火海沿漁業調整委員を務め、会長他委員と共に天草不知火海の水産資源維持保全、漁場整備、資源管理を推進し漁場環境整備に努めている。今後も海沿漁業調整委員として活動、活躍を進めて頂きたいと推薦いたします。	

(2) 学識経験委員 (定数 3人)

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者								推薦をした者(個人の場合)				推薦をした者(法人又は団体の場合)				推薦の理由					
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第6条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員の数		構成員たる資格				
推薦	一宮 睦雄	熊本県立大学 教員	45歳	男性	平成6年4月1日～平成11年3月31日 東北大学農学部海洋生物科学系 平成11年4月1日～平成13年3月31日 東北大学農学部農学研究所博士前期課程 平成13年4月1日～平成16年3月31日 東北大学農学部農学研究所博士後期課程 平成16年4月1日～平成19年4月30日 東北大学農学部農学研究所 研究生 平成16年5月1日～平成18年3月31日 株式会社コスモス 社員 平成18年4月1日～平成19年3月31日 株式会社水産科学コンサルタント 研究員 平成19年4月1日～平成23年1月31日 独立行政法人 東北広域水産研究所 研究支援職員 平成23年2月1日～平成23年3月31日 独立行政法人 中央水産研究所 任付研究員 平成23年4月1日～平成26年3月31日 公立大学法人 熊本県立大学 講師 平成26年4月1日～令和2年3月31日 公立大学法人 熊本県立大学 准教授 令和2年4月1日～現在に至る 公立大学法人 熊本県立大学 教授									熊本県立大学	大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。	半藤 英明	教職員 90名 職員 164人 計 254人	当大学が指定する資格を有する者(教職員) 当大学が適当であると認めた者(職員)	応募者は農学部海洋生物科学系および大学院農学研究所を終了しているとともに、水産総合研究センターに勤務していた経験があり、水産生物に関する知識が豊富である。また、東北漁協や熊本県水産研究センターと共同研究をしていたことから、地域の漁業者および研究者とも交流がある。応募者は天草不知火海区漁業調整委員会の委員として十分な知識や経験があり、地域漁業の発展に貢献するものとして推薦する。			
推薦	岸田 光代	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	60歳	女性	昭和54年4月1日～昭和58年3月31日 北里大学水産学部(学士) 昭和58年4月1日～昭和61年9月30日 東京大学海洋研究所・研究生・研究補助者 昭和61年10月1日～昭和63年1月31日 ハーバード大学(UK)・研究員 昭和63年9月1日～平成5年5月31日 ロードアイランド大学(生物科学部)(Ph.D) 平成5年6月1日～平成9年8月31日 ロードアイランド大学(生物科学部、海洋学大学院)・研究員 平成9年9月1日～平成13年3月31日 ボストン大学(生物学部)(USA)・上級研究員 平成13年4月1日～平成20年6月30日 熊本大学・大学院自然科学研究科・講師 平成20年7月1日～平成24年1月31日 熊本大学・大学院自然科学研究科・准教授 平成24年3月1日～平成28年3月31日 熊本大学・大学院自然科学研究科・教授 平成28年4月1日～現在 熊本大学・大学院先端科学研究部・教授									熊本大学 大学院先端科学研究部	自然科学と応用技術の高度な学術拠点として、科学技術の総合的な深化と新科学技術創成を目指し、社会の持続的発展に貢献する。	谷 時雄	200人	理学あるいは工学の専門分野で博士号を有し、深い専門知識と高い研究力を持つ者。	岸田氏は平成13年に熊本大学自然科学研究科に赴任して以来約20年間熊本大学での教育研究および組織運営にたずさわり、豊富な海外経験に基づく広い視野と勤勉な仕事ぶりにより大学へ大きく貢献している。現在は当該研究科の教授として魚類内分泌学に関する研究室を主宰し、水産に重要な魚類の論文発表もしている。以上のことから岸田氏を天草不知火海区漁業調整委員へ推薦するものである。			
推薦	平岡 政宏	公益財団法人くまもと里海づくり協会専務理事	63歳	男性	昭和55年4月～ 熊本県庁入庁 昭和55年4月～ 林務水産部漁政課(漁業調整) 昭和57年4月～ 水産試験場大分支場 昭和59年4月～ 水産試験場中深分場 平成元年4月～ 林務水産部水産振興課 平成3年4月～ 天草地域振興局総務振興課 平成6年4月～ 林務水産部漁政課(企画漁通)(漁業調整) 平成11年4月～ 水産研究センター兼振興部長 平成13年4月～ 林務水産部漁政課(企画調整) 平成17年4月～ 天草地域振興局農林水産部水産課長 平成20年4月～ 農林水産部水産振興課課長補佐 平成21年4月～ 農林水産部水産振興課農林水産審議員 平成22年4月～ 天草地域振興局農林水産部長 平成24年4月～ 農林水産部水産局水産振興課長 平成26年4月～ 農林水産部水産局長 平成29年5月～ 公益財団法人くまもと里海づくり協会専務理事					内野 明徳	熊本大学名誉教授	75歳	男性									平岡氏は、県庁勤務時代、水産試験場や水産研究センターで通算8年間勤務され、水産に関する調査研究に携わられていることから、水産資源や水産業に関する学識経験は十分兼ね備えられている。また、水産行政においても、林務水産部漁政課の漁業調整担当として通算7年間勤務され、海区漁業調整委員会の所掌する事項についても熟知されている。更に、平成20年以降は、農林水産部水産振興課の課長補佐、農林水産審議員、水産振興課長を歴任され、漁業調整に関する経験は豊富で、海区漁業調整委員会の委員として必要な調整能力は十分兼ね備えられている。以上のことから、平岡氏を天草不知火海区漁業調整委員会の委員候補者として推薦する。
									福田 靖	元九州ルーテル学院大学教授	74歳	男性										
									森 敬介	ひのくにベントス研究所所長	63歳	男性										

(3) 中立委員 (定数 3人)

推薦又は応募の別	推薦を受けた者又は応募した者								推薦をした者(個人の場合)				推薦をした者(法人又は団体の場合)				推薦の理由							
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	漁業法第138条第5条及び第6条の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	応募の理由	氏名	職業	年齢	性別	団体等の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員の数		構成員たる資格						
応募	藤木 美才	弁護士	53歳	女性	昭和61年4月1日～平成4年3月31日 熊本大学医学部 平成4年6月1日～平成5年9月30日 熊本大学病院第一内科 平成5年10月1日～平成6年3月31日 熊本地域医療センター(内科) 平成6年4月1日～平成7年3月31日 玉名地域医療センター(内科) 平成7年4月1日～平成8年3月31日 熊本市立病院(呼吸器内科) 熊本大学大学院医学研究科 平成12年4月1日～平成17年3月31日 熊本大学大学院法曹養成研究科 平成17年4月1日～平成20年3月31日 司法修習 平成22年12月～平成23年11月 由井法律事務所(弁護士) 平成23年12月1日～平成27年11月30日 ふじき法律事務所(弁護士) 平成27年12月1日～現在																		水産資源の減少や漁業従事者数の減少が叫ばれる中、今後、漁業法が改正され、科学的根拠に基づいた新たな資源管理システムの構築されることとなり、今後の水産資源の維持回復や漁獲高の向上に関心を寄せています。また、改正法では、漁業許可や漁業種の付与について制度が変更され、新規参入や競争を促し、生産性向上を図っていくことが期待される一方、改正法による地元漁業者への影響や新規参入者との関係等にも注視しています。以上のとおり、海区漁業調整委員が関わる分野に大変関心をもっており、中立委員に応募しました。	
応募	藤田 香織	税理士行政書士	46歳	女性	昭和62年4月1日～平成2年3月31日 阿蘇町立阿蘇中学校卒業 平成2年4月1日～平成5年3月31日 熊本信愛女学院高等学校卒業 平成6年4月1日～平成10年3月31日 熊本学園大学商学部商学科卒業 平成10年4月1日～平成12年3月31日 熊本学園大学大学院商学研究科 流通論専攻終了 平成13年4月1日～平成15年3月31日 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科 財産法専攻 (職歴) 平成12年4月1日～平成15年3月31日 熊本県議会事務局 議会図書室 平成15年4月1日～平成18年10月31日 小田産税理士事務所 平成18年11月1日～平成22年8月31日 松下忠義税理士事務所 平成22年9月27日～ 藤田香織税理士事務所開設 平成27年12月15日～ 藤田香織行政書士事務所開設																			私は、学生時代、食品の流通に関して、また、民法にかかる財産法について研究を進めてまいりました。その過程を経て、現在は、主に生産者、流通者、消費者各々の財産権をはじめとした権利保護と適正な納税を行っている。時には行政書士として紛争等の仲裁などを行っています。これまでの税理士、行政書士としての経験を活かし、また、主婦としての視点も含め、地域の漁業の発展に貢献できればと考えております。以上のことから、天草不知火海区の漁業調整委員の募集に応募するものです。
推薦	田中 愛美	消費生活専門相談員	56歳	女性	昭和60年4月1日～平成元年6月31日 山一證券株式会社 店頭営業 平成2年4月1日～平成3年7月31日 学研 嘱託 平成4年4月1日～平成4年9月31日 株式会社SPDG 営業 平成24年4月～ 特定非営利活動法人熊本消費者協会 平成26年4月～ 同協会事務局長									特定非営利活動法人熊本消費者協会	消費者の利益の擁護および増進のため、消費生活問題に関する活動を組織化し、会員相互の資力向上に努めるとともに、消費知識の普及並びに情報の収集・提供を行い、消費生活の安定向上に寄与する。	徳永 理映	35名	消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員、消費生活相談業務に従事する者	協会活動を通じ、消費者運動に取り組み、後進の育成や、資力の向上に努めている。消費生活相談員として、熊本県菊陽町、大津町、西原村の相談員を務め、消費者の被害救済や未然防止に寄与。出前講座の講師として悪質商法や多重債務、通信サービスなど、広く消費者力を高める啓発を行っている。事務局長として運営に携わり、調整役立場で活動に貢献。熊本県の食や農林業に関する委員会、審議会等を務める。全国消費者協会連合会功労員受賞。					